

## 事故・不祥事案発生時の報告について

特定保育・教育施設等において、事故・不祥事案が発生した場合は、市へ電話で報告した後、速やかに事故報告書を提出してください。

### 【報告すべき事故等の範囲】

#### (1) 利用者のけが又は死亡事故

ア 施設内における事故のほか、送迎等の間の事故を含むものとする。

イ 「けが」とは、転倒又は転落に伴う骨折及び出血（傷口の縫合等をしたもの）、火傷等で医療機関において治療又は入院をしたものとする。

ウ けが又は死亡事故については、施設等の責任や過失の有無は問わず、利用者の自己責任及び第三者の過失によるものを含むものとする。

エ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは報告するものとする。

#### (2) 感染症、食中毒の発生又はそれらが疑われる事例

ア 「感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定するもののうち、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症及び新型インフルエンザ等感染症とする。

イ 同一の感染症、食中毒、結核の患者又はそれらが疑われる死亡者又は重篤患者（医療機関への入院）が1週間以内に2名以上発生した場合

ウ 同一の感染症、食中毒、結核の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

エ 特に施設等が報告を必要とする判断した場合

オ 関連する法に届出義務が規定されている場合には、これに従うものとする。

#### (3) 利用者の行方不明

ア 行方不明となったその当日中に発見できなかった場合

イ 警察に捜索願を届け出た場合

#### (4) 職員又は従業員の法令違反、不祥事等

#### (5) 火災、地震、風水害及びその他これらに類する災害による被害

#### (6) その他、利用者の処遇に著しい影響を与えるなど、報告が必要と認められる事故等

※(1)～(3)に該当する事故等が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族に連絡するとともに、市へ電話で報告した後、事故報告書を提出してください。（原本の提出が遅くなる場合（重大事故除く）は、FAX送信後、原本を郵送又は直接お持ちください。）

### 【報告先】

八戸市福祉部 こども未来課 認可監査グループ

電話 43-9527 FAX 43-2144

■感染症、食中毒の場合は、八戸市保健所への報告をあわせて行うこと。

※八戸市保健所（下記担当課）⇒ こども未来課 の順で報告

感染症：八戸市健康部 保健予防課 電話 43-2291 FAX 43-2329

食中毒：八戸市健康部 衛生課 電話 43-2312

### 【重大事故の場合の報告】

「重大事故」（死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷、疾病を伴う重篤な事故、児童が骨折した場合等）については、国様式での報告が必要となります。

※市様式での報告は不要。

第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）

※第1報は、赤枠内（様式 表面）について報告してください。

第2報：原則1ヶ月以内

※第2報は、全ての箇所（様式 表・裏面）について報告してください。

※事故発生の要因分析や検証等に時間を要する場合は、ご連絡ください。

事故発生時点で、重大な事故に該当するかどうか判断が難しい場合は、まずは、市の様式により報告をしてください。

その後、重大事故と判断される状況となった場合、国の様式により、報告していただきます。

### 【報告先】

八戸市福祉部 こども未来課 認可監査グループ

電話 43-9527 メール 課代表アドレスあて （FAX 43-2144）

※報告書（国様式）は市へメールで提出してください。提出された報告書は、市から県又は国へ提出します。（メールで提出できない場合は、FAX送信後、原本を郵送又は直接お持ちください。）

## 【休日であっても第1報が必要なもの】

次の事故等の場合は、休日であっても速やかに、深夜にあつては翌朝、市へ電話で報告した後、事故報告書を提出してください。

- ①サービスの提供時による利用者の死亡事故、疾病を伴う重篤な事故、骨折（重大事故）
- ②感染症
  - ・同一の感染症の患者又はそれらが疑われる死亡者、重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
  - ・同一の感染症の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
  - ・特に施設等の長が報告を必要と認めた場合
- ③食中毒
- ④利用者の行方不明
  - ・行方不明の当日中に発見できない場合
  - ・警察に捜索願を提出した場合
- ⑤火災（消防機関に出動を要請した場合）
- ⑥その他報道された事案（今後報道される可能性のある事案を含む。）
  - ・利用者に対する虐待、法令遵守違反など

## 【報告先】

八戸市代表連絡先 電話 43-2111

※巡視で一旦電話を受け、こども未来課担当職員から施設へ折り返し連絡いたします。

※また、感染症、食中毒の場合は八戸市保健所（下記担当課）への連絡も必要となることから、巡視にその旨伝えること。

■感染症：八戸市健康部 保健予防課

■食中毒：八戸市健康部 衛生課